

V 用語解説

凡例 P 1 ○○○：数字は掲載ページ

P 1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

教育委員会の設置、学校その他の教育機関の職員の身分取扱い、その他地方自治体における教育行政の仕組みや運営について定めた法律

P 1 自己点検・評価

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 26 条の規定に基づき、教育委員会が、教育に関する事務の管理及び執行の状況について、毎年行う点検及び評価

P 1 第二次富士市教育振興基本計画

教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 17 条第 2 項の規定に基づき、本市の教育の目指すべき姿と施策の方向性を示すため、教育全般に係る総括的な基本計画として、令和 4 年 4 月に「第二次富士市教育振興基本計画」を策定した。本計画の基本計画（第Ⅰ部）は令和 4 年度から令和 13 年度までの 10 年間を見据えた計画であり、実施計画（第Ⅱ部）については、令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間の計画としている。

P 2 教育委員研修

地方分権が進み、教育委員会には一層の自立性や独自性が求められている。本市教育委員会では、国や県の動向を踏まえ、本市ならではの魅力ある教育を推進するため、今日的な教育に関する課題や教育の実態をテーマとした教育委員の研修会を積極的に実施している。また、実施内容を富士市ウェブサイト公開している。

P 2 教育委員と語る会

教育委員が市内の小中学校、市立高等学校を訪問し、教職員や学校運営協議会委員や保護者など、学校を支えてくれる方から子どもや学校・地域の様子を伺う会

P 2 県費負担教職員

市町村立学校の教職員で、給与等について都道府県が負担するもの。任命権は都道府県教育委員会が有するが、サービスの監督は市町村教育委員会が行う。

P 7 移動教育委員会会議

普段市庁舎等の会議室で行っている教育委員会会議を、市内小中学校等の会場に移動して行う会議のこと。教育委員研修とセットで行われることが多い。

P 7 総合教育会議

首長と教育委員会が、教育行政の大綱や重点的に講ずべき施策等についての協議・調整を行

う場。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4の規定に基づき、全ての地方公共団体に設置を義務付けられた会議。本市では、原則として毎年2回会議を開催している。

P 7 ふじの教育懇談会

地域ぐるみで子どもを育もうとする「地域の絆」を深める環境づくりや雰囲気醸成を目指し、教育長が直接各校に訪問し、保護者の意見に耳を傾け、保護者、学校及び教育委員会が一体となって教育施策を推進していくことを目的としている。

P 7 包括的性教育

身体や生殖の仕組みだけでなく、人間関係や性の多様性、ジェンダー平等、幸福など幅広いテーマを含む教育

P 12 指導主事

学校の営む教育活動自体の適正・活発な進行を促進するため、校長及び教員に助言と指導を与えることを職務として教育委員会事務局に置かれる職。教育課程、学習指導、生徒指導、教材、学校の組織編制、その他学校教育の専門的事項の指導に関する職務を行う。

P 12 ICT 支援員

小中学校の授業で、ICT を活用した授業等を教員がスムーズに行うための支援を行うほか、GIGA タブレットの管理や各種設定、修繕等に関する業務を行う職員

P 12 アフター5講座

急速な社会変化と教職員のニーズに対応する自主参加型研修。勤務時間終了後に行われている。

P 12 GIGA スクール構想

児童生徒1人1台端末及び高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するとともに、並行してクラウド活用推進、ICT 機器の整備調達体制の構築、利活用優良事例の普及、利活用のPDCA サイクル徹底等を進める国の政策

P 12 校務DX

デジタル技術を活用して学校業務を効率化し、教職員の働き方改革を実現する取組のこと。
校務デジタルトランスフォーメーション

P 12 小中一貫教育ビジョン

子どもたちの学びや育ちを各中学校区で共有するため、目指す児童生徒像や各ステージでの目指す姿、「5つ（人・学び・学校・教職員・地域）のつなぐ」の具体的な取組を一覧にしたものの

P12 架け橋期

5歳児から小学校1年生の2年間を指し、幼児教育と小学校教育をつなげる時期

P12 連携推進員

小中学校での、小中一貫教育推進のため、連携を深める軸となる役割を担う教員。小学校と中学校の円滑な接続を図り、学校・校種を超えて主体的に協働していくための活動を推進する。

P13 コミュニティ・スクール

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）は、学校と地域住民、保護者の協働による学校運営が可能となる「地域と共にある学校」を実現するための仕組みである。本制度の導入により、地域ならではの創意や工夫を生かした特色ある学校づくりを進めていくことができる。コミュニティ・スクールの設置については、平成29年4月から努力義務となった。

P13 コミュニティ・スクール・ディレクター（CS ディレクター）

コミュニティ・スクールの運営や学校種間の調整、分野横断的な活動の総合調整など統括的な立場で調整等を行う地域人材

P13 学校運営協議会

教育委員会が個別に指定する学校（指定学校）ごとに、当該学校の運営に関して協議するために置かれる機関のこと。（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第1項）。

指定学校の校長は、学校の運営に関して、教育課程編成その他教育委員会規則で定める事項について、基本的な方針を作成し、当該指定学校の学校運営協議会の承認を得なければならない（同条第5項）。

また、学校運営協議会は、当該学校の運営に関する事項について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる（同条第6項）。さらに、当該学校の職員の採用その他の任用に関する事項については、職員の任命権者（任命する教育委員会）に対して意見を述べることができ、学校職員の任命権者は、当該職員の任用に当たっては、学校運営協議会から述べられた意見を尊重するものとされている（同条第7項、第8項）。

P13 地域学校協働活動

地域住民や学校が連携・協働して、子どもたちの学びや成長を支える活動

P14 SDGs（エスディージーズ）

持続可能な開発目標のこと。2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標

P14 特別支援教育

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善し、又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの

P14 自校通級

通級指導教室が設置された学校に在籍する子どもが、自分の学校の通級指導教室に通う形態

P14 通級指導教室

通常学級に在籍し、学校生活の中で困難さを感じている子どもに対して、その子に応じた指導計画のもと個別に支援を行う制度のこと。

P14 登校渋滞

子どもが学校に行くことをためらったり、嫌がったりする状態のこと。

P15 国際教室

日本語を母語としない児童生徒のうち、学校での授業の理解に困難さを感じていたり、日常生活の中で言葉や習慣に不便を感じたりしている児童生徒に、一人一人の日本語理解の程度に応じた指導を行う教室

P16 富士市学校施設長寿命化計画

学校施設の長寿命化に必要な改修等の内容、時期、費用等を示し、長期的な財政負担の軽減・平準化を図り、施設整備を実施するための計画

P17 スクールソーシャルワーカー（SSW）

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待等生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加え、社会福祉等の専門的な知識・技能を用いて、課題を抱えた児童生徒本人に対する支援や、関係機関とのネットワークの構築、連携、調整など、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけながら支援を行う専門の非常勤職員

P17 スクールカウンセラー（SC）

学校において、不登校やいじめなど生徒指導上の諸課題に対応するため、児童生徒の心理に関して高度に専門的な相談業務を行う職員。公認心理士、臨床心理士等の有資格者が任用されている。

P17 校内教育支援センター

不登校や集団生活に適応しづらい児童生徒を支援する教室とは別の子どもの居場所のこと。

P17 生徒指導アドバイザー

生徒指導に関するアドバイスや指導を行う役割を担う職員。主に、不登校児童生徒の対応や通常学級で困難さを抱えている児童生徒の対応、管理職への相談支援・当該児童生徒への直接支援等を行う。

P17 富士市子どもの権利条例

全ての子どもが命を守られ、自分らしく生き、成長し、及び発達していくことができるよう、子どもの権利を保障するとともに、子どもにやさしいまちづくりを推進するために、令和4年4月に富士市で施行された条例

P19 部活動指導員

中学校の教育計画に基づき、生徒の自主的、自発的な参加により行われるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動である部活動において、校長の監督を受け、技術的な指導に従事する職員

P20 交通安全リーダー

小学校6年生の全員が「交通安全リーダー」として、交通事故ゼロを目指して活動を行う、静岡県独自の取組。交通安全リーダーは、学区の交通安全を呼びかけながら、交通ルールの手本となるよう行動をとるとともに、下級生の指導等を行う。

P22 勤怠管理システム

勤務時間を適正に把握・管理する責務を果たすために市教育委員会が導入したシステム。県費負担教職員が勤務日ごとの出退勤時刻をカードで確認し、記録することで、勤務時間を適正に把握・管理している。

P22 共同学校事務室

各校共通の事務を集中処理する共同体制。県費負担事務職員は通常1校につき1人の配置であるが、複数人で複数校の事務処理を行う共同学校事務室を設置することにより、各校で教職員が担っている各々の役割を見直し、教員の負担を軽減する。また、学校事務の効率化や事務職員の学校経営への参画を図り、教職員の多忙化解消を推進する。

P23 探究

生徒一人一人が、自らの興味・関心に沿った課題を設定し、それについて深く調査・研究し、発表する学習活動

P23 究タイム

富士市立高等学校が独自に設定している教育活動。3年間を通じて、探究的な力やチームで

協働する姿勢を身に付ける学習

P23 市役所プラン

富士市立高等学校における探究学習の核となる学習で、富士市におけるまちづくりに関するテーマについて、課題解決策を考え、市民や市役所職員に提案を発表する取組

P23 土曜学習

土曜日の午前中に行う1年生を対象としたPTA主催の学習活動で、自分に合った学習方法や学習習慣を確立し、主体的に学習に取り組む姿勢を養うことを目的とする。講義（1時間目）＋自習と質問の時間（2・3時間目）で構成し、6年度は8回開催した。

P27 プレママ・プレパパ読み聞かせ講座

フィランセで行われる「お母さんお父さん教室」で、図書館職員が絵本の読み聞かせについて説明し、保護者に絵本1冊を配付する。

P27 託児サービス

乳幼児を連れた保護者が図書館を利用する間、中央図書館のグループ室で専門のスタッフが託児を行う。保護者の育児中の学びをサポートするとともに育児負担の軽減につなげる。

P27 オーディオブック

ナレーター、声優等が本を朗読したもの。パソコンやスマートフォンで図書館のウェブサイトアクセスすることで利用でき、耳で聴いて楽しむことができる。

P28 カワカンジー

毎年8月15日に行われる盆の川供養行事で、松野地区の大北町区大北の集落に伝承されている。麦わらで直径2m程の輪を作り、そこに松明を立てて、火をつけて富士川に流して水難者の鎮魂を祈る。大北ではこの製作物及び行事名を「カワカンジー」（川勧請）と呼ぶ。同様の行事は富士川流域各地で見られたが、大北は現在は数少ない貴重な伝承地となっている。

